



上人第 1984 号  
令和 2 年 1 月 29 日

上越市特別職報酬等審議会  
会長 高橋 信雄 様

上越市長 村 山 秀 幸



上越市議会政務活動費について（諮問）

上越市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、次の事項について諮問  
します。

記

1 諮問内容

○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付す  
る額を次のとおり改定する。

区分	上越市議会政務活動費		
	現行	改定案	増減
会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)
議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)
総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし

○改定の実施時期は、令和 2 年 5 月 1 日からとする。

## 2 諮問理由

政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっています。

上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われています。

更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しについて要請がありました。

つきましては、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問するものがあります。



令和2年1月29日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市特別職報酬等審議会  
会長 高橋 信雄

上越市議会政務活動費について（答申）

令和2年1月29日付け上人第1984号で諮問のあった標記の件については、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

上越市議会政務活動費については、次のとおり改定することが適当である。

1 上越市議会政務活動費

区分	現行	改定後	増減
会派	月額 25,000 円	月額 12,500 円	月額▲12,500 円
議員	月額 25,000 円	月額 37,500 円	月額+12,500 円
総額	月額 50,000 円	月額 50,000 円	増減なし

2 改定の実施時期 令和2年5月1日

〔説明〕

上越市議会政務活動費について、これまでの改定経過、県内各市及び類似団体との比較や上越市議会における検討状況等を踏まえ、多角的かつ総合的な観点から、慎重に審議を行った。

会派及び議員に交付する額の総額については、県内各市等の状況を踏まえ、一定程度の水準が確保されていること、会派または議員にそれぞれ交付する額については、議員個人の活動に係る執行が会派に比べて多い実状にあること、会派分については返還率が年々上昇していること、また、複雑・多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するため、議員の活動の一層の充実及び議会の活性化を図ることが必要であること等を踏まえ、上越市議会政務活動費においては、改定の措置が必要と思料されることである。

こうしたことから、当審議会における判断として、上越市議会政務活動費を改定することが適当との結論に至ったものである。